次期総合振興計画(分野別計画) 施策展開のポイント及び後期基本計画からの主な変更点

第1章	コミュニティ・人権・多文化共生 ········ 01
第2章	環境
第3章	健康・スポーツ 08
第4章	教育
第5章	生活安全
第6章	福祉
第7章	子ども・子育て 15
第8章	文化 16
第9章	都市インフラ 17
第 10 章	防災·消防 ······ 19
第11章	経済・産業 ······ 20

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

(1) 地域住民等の交流や自主的活動の促進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

●少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化により、今後、地域コミュニティとの つながりが弱い市民が増加すると懸念されます。そうした状況に対して、自治会や地域で 活動をする市民活動団体への市民の参加を促進することにより、コミュニティの活性化を 図り、住民が主体となるまちづくりを進めます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●後期基本計画では、施策展開を「地域住民等の交流の促進」、「地域住民等の自主的活動の 促進」及び「地域住民等の活動環境の充実」としていましたが、次期総合振興計画では、 新たな実施計画を見据えて施策展開を整理し「地域住民等の交流や自主的活動の促進」と して一本化します。
- ●地域活動の主たる担い手である自治会と、専門分野を生かして活動する市民活動団体との 連携促進や横断的な支援等も視野に入れ、全体的に表現を整理します。

- ・地域コミュニティが少ない又は使いづらい
- ・昔から住んでいる人と新しく住みはじめた人との交流が不足している
- ・ボランティア・趣味のサークルなど地域コミュニティづくりが必要
- ・若い層の自治会の参加率が低い

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第2節 人権尊重社会の実現

- (1) 人権を尊重する意識の醸成
- (2) 男女共同参画社会の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題などのあらゆる人権侵害をなくし、人権を尊重する意識の醸成を推進するため、引き続き積極的かつ継続的に取り組みます。
- ●男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多いことから、引き続き、課題解決に向けた取組を推進します。
- ●配偶者や交際相手等からの暴力の防止のため、情報の提供、相談体制の充実を図り、関係機関等と連携・協力し、配偶者等からの暴力の根絶に向けた市民への啓発に積極的かつ継続的に取り組みます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●市民意見に基づき、施策の内容に「ひとり親」に関する記述を明記します。

- ・マイノリティの人も生きやすい環境づくりが必要
- ・ひとり親に対する支援の拡大

第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等

- (1) 国際協力・多文化共生社会の推進
- (2)世界の恒久平和実現への貢献

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●海外の姉妹・友好都市との交流、相互の発展を継続することはもとより、新たな分野における交流や支援についての取組を全庁へと深化させ、本市の国際化、市民の国際的な視野の広がりの推進に引き続き取り組みます。
- ●平成31年4月1日に施行された入管法の改正に伴い、外国籍を有する市民が今後更に増加する可能性があるため、多文化共生社会の推進に引き続き取り組みます。
- ●「さいたま市平和都市宣言」に基づく現在の総合振興計画後期基本計画における観点を引き継ぎ、世界の恒久平和の実現に貢献する取組を引き続き展開します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●これまで位置付けていた国際会議などのコンベンション、イベントの誘致等については、 第11章「経済・産業」分野の「観光の振興」に移行するなど、概念の整理を行いました。

- ・外国人も過ごしやすい街づくりが必要
- ・外国人観光客・住居者に親切なまち(多言語化)になってほしい
- ・本市内に住んでいる外国人との交流の場を設けてほしい
- 区民祭り等での外国の紹介をしてほしい

- 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」 の実現
 - (1) 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●パリ協定発効等の国際的な動向を踏まえ、地球規模の環境問題である地球温暖化に対応するための施策体系として、脱炭素化社会に向けた取組を推進します。
- ●持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組とも連動し、脱炭素社会に向けた 持続可能な都市の実現を目指すことで、SDGsに貢献します。
- ●①「市民、事業者へ省エネ行動などを促す普及啓発」、②「再生可能エネルギー等の導入 促進による、持続可能なエネルギーの確保」、③「先駆的な事業展開や市民、事業者、行 政の連携による、環境未来都市の実現」の3つの視点で地球温暖化対策に取り組みます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●第1節を地球温暖化に対応するための施策体系と位置づけ、タイトルを『地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現』から、『地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現』とします。
- ●持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組と連動するため、目指す方向性としてSDGsに貢献することを明記します。
- ●施策展開を1つにとりまとめ、第1節全ての施策に共通する「脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進」を掲げることとして、施策の内容を整理します。

【市民ワークショップ等における意見・提案】

・節電や省エネに対する意識が低い

- 第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち (循環型都市) の 創造
 - (1) 廃棄物の3R(発生抑制・再利用・再生利用)の推進
 - (2) 廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●現在の総合振興計画後期基本計画における観点を引き継ぎ、市民、事業者、行政が連携・協力してごみの減量、資源の有効活用に向けた取組を推進するとともに、最終処分率を削減し、最終処分場の延命化を図ります。
- ●市民1人1日あたりのごみ総排出量を削減するため、従来の施策に加え、食品ロス削減施 策の強化を図るとともに新たなごみ減量施策を推進します。
- ●プラントの更新や施設の適切な統廃合を推進することで廃棄物の安定処理を推進します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●ごみの発生抑制(リデュース)の概念に、「食べ物を無駄にしない生活」を明記します。
- ●廃棄物の循環利用について、焼却残さの再利用として溶融スラグ化等の有効利用について も明記します。

- ごみ捨てルールが守られていない
- ・ごみ削減のPR強化が必要
- ・人口増加を見越したごみ量の削減が必要

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

- (1) 良好な生活環境及び自然環境の保全
- (2) 見沼田圃の次世代への継承

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●総合振興計画後期基本計画における「自然環境及び生物多様性の保全・再生」という観点を引き継ぎ、身近な水辺や緑地の環境整備、動植物の適切な保護・管理など、人と自然が共生するまちづくりに取り組みます。
- ●総合振興計画後期基本計画における「見沼田圃の次世代への継承」という観点を引き継ぎ、 見沼田圃の特性を生かしながら、かけがえのない環境資産として引き続き守り育てます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●見沼田圃の次世代への継承について、貴重な大規模緑地空間としての魅力や価値を多くの 市民に感じてもらえるよう、情報発信の強化を図ることを明記します。

- ・(環境に関する)地域イベントが少なく、名所名物がない
- ・自分の家の前の道路に花を植える(月に1回日を決めて)
- ・荒川・見沼田んぼで自然との共生に関するイベントを開催してほしい
- ・見沼田圃の有効活用(見沼田圃の食材を使ったイベント等)

第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現

(1) 市民・事業者と共に取り組む環境に配慮した行動の推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●環境の保全と創造に向けた共通の取組として、市民、事業者、学校、行政等のすべての主体における環境への意識の向上と、相互の連携による環境に配慮した行動の実践を推進します。
- ●環境教育・学習の機会を提供することで市民の意識を高め、環境に配慮する人づくりを行うとともに、市の事業等を通じて市民・事業者等が実際に環境啓発や保全活動を行うことで、環境の保全と創造の取組を広げていきます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●第2章のうち、第1節~第3節の取組を推進するために共通する施策体系として本節を新設します。
- ●学習の機会や場所の提供について、公民連携による取組を進めるため、民間とのネットワークを活用する記述を追加します。
- ●市民や事業者と連携・協力する範囲を幅広く位置付けるため、「環境コミュニケーション」 の記述を「環境イベントの開催等」とします。

- ・節電や省エネに対する意識が低い
- ・ごみの削減意識が低い
- ・環境保全において市民と行政が協働すべきではないか

第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進

(1) スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●1人ひとりのライフステージの特性や多様化するライフスタイルに応じた健康づくりができる地域社会の実現を目指します。
- ●地域の学校や自治会、家庭、職場、活動団体などの地域のコミュニティの連携による健康づくりを推進します。
- ●主体的な健康づくりの重要な手段の1つであるスポーツ活動を施策内容として新たに設定し、「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ活動のうち、「する」に着目した施策を推進します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●「スポーツによる健康づくり」という視点を新たに位置付けたことから、スポーツ活動の「する」機会の提供と「する」場の提供の2つの施策内容に明記します。

- ・市民ウォークラン等のイベントの開催
- ・健康促進のためのイベント開催
- ・気軽に利用できるスポーツ施設が少ない
- ・体育館やプールで運動会やレクリエーションなどのイベントの開催

第3章 健康・スポーツ 第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

(1) スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくり の推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

●現在の総合振興計画後期基本計画における「目指す方向性」の考え方を引き継ぎ、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●国においてもスポーツを通じた地域・経済の活性化への期待が高まっていることから、民間力や地域のスポーツ資源、最新のICT技術を活用したスポーツビジネス・産業の創出・活性化という視点を新たに位置付けます。

- ・プロスポーツの活用と連携
- ・街の活性化に向けたイベント企画(スポーツ・祭り・若い世代の婚活イベントなど)
- ・既存のイベント(国際マラソン、ツールド)を育てる
- · SNS 等を活用した情報発信(スポーツ・グルメなど)

第4章 教育

- 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進
 - (1) 12 年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成
 - (2) グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成
 - (3) 人生 100 年時代を輝き続ける力の育成
 - (4) スクール・コミュニティによる連携・協働の充実
 - (5)「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

●未来社会に活躍する子どもたちへ先進的で質の高い教育を提供するとともに、本市に生き る一人ひとりが、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感し、自らの能力を高め 発揮しながら、豊かに生き、自分らしい輝きを放ち続けられるよう、様々な教育施策を展 開していきます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●グローバル化の一層の進展が見込まれる中で、言語や文化が異なる人々とのコミュニケーションに必要となる力を育成していくという視点を追加します。
- ●人生100年時代といわれる中、全ての人が生涯を通じて人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる環境を整備するという視点を追加します。
- ●地域コミュニティの希薄化が進む中、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核 としたスクール・コミュニティの構築の視点を追加します。

- ・教育の ICT 化が進んでいない
- ・児童数の増加で1人当たりの教育が手厚いとはいえない
- ・生涯学習に取り組む市民が少ない

第5章 生活安全

第1節 安全・安心にくらせる生活環境の形成

- (1)交通事故の防止
- (2) 地域と連携した防犯の推進
- (3)消費者トラブルの防止
- (4) 生活衛生と食品の安全性の向上

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●道路照明施設やカーブミラー等の交通安全施設を設置し、交通安全環境の改善に取り組むとともに、引き続き各年代層を対象とした交通安全対策を実施します。
- ●自転車盗やひったくり、侵入窃盗など、市民生活に身近なところで依然として犯罪が発生 しているため、引き続き犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組みます。
- ●消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発すると ともに、警察等の関係機関とも連携し、安心・安全な消費生活の確保に取り組みます。
- ●食品を取り扱う施設や、生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を通じて、食中毒や感染 症を防止し、市民の生活安全に寄与します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●「生活衛生と食品の安全性の向上」は食中毒だけではなく、様々な感染症の防止にもつながることから、後期基本計画における「食の安全確保を図ります」の表記を「市民の健康被害の防止を図ります」に改めます。

- ・自転車事故の多さ
- ・交通事故が多い
- ・安心して暮らせる街にしてほしい

第6章 福祉

第1節 誰もが長生きして暮らせる地域社会の実現

(1) 可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる社会の実現

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●高齢期におけるケアを念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を引き続き図るとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進します。
- ●地域づくりによる介護予防の取組を推進します。
- ●市民の互助による生活支援、サービスの提供体制を強化します。
- ●居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●元気で活動的な高齢者が増加していることを踏まえ、それらの方が主な対象となる施策については、第3章第1節「主体的な健康づくりの推進」に位置付けます。
- ●平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」において「地域共生社会の 実現」が盛り込まれたことを踏まえ、その理念を踏まえた高齢者施策を推進していくこと を位置付けます。

- ・高齢者が活躍できる場の確保
- ・高齢者のサポートが少ない、高齢化による医療費増加
- 高齢者の健康維持・増進対策
- ・1 人暮らし高齢者が多い

第6章 福祉

第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現

- (1) 誰もが地域で安心して、共に暮らす権利を尊重し、暮ら していける地域社会の実現
- (2) その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくり

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

●ノーマライゼーション条例の理念を踏まえた、現在の総合振興計画後期基本計画における 観点を引き継ぎ、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互いを尊重し、自 らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指し、各種の施策を推 進します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、「権利の主体」として捉え、 障害者が主体性を発揮できる地域づくりに取り組むことを新たに明記します。
- ●新たに、乳幼児期からの全てのライフステージにおいて、一貫して切れ目のない総合的な 支援を受けられる環境づくりに取り組むことを明記します。また、1人ひとりのニーズに あったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら相談支援体制の充実 を図ります。
- ●障害のあるなしに関わらず、誰もが共に協力し支え合いながら、生きがいをもって活動できるよう、様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに取り組むことを新たに明記します。

- ・障害者家族、介護者に対する支援者が少ない
- ・本市独自の福祉施策
- ・ 危ない交差点や道路が多い (バリアフリー化)
- ・簡易介護・放課後児童クラブ施設の増設(デイサービス、時間での簡易の子供預かり所等)

第6章 福祉

第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現

(1) 市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実については、病診連携の強化や在宅医療の推進などの地域医療体制の充実と、救急患者を受け入れる救急医療体制の安定運営の確保を2つの柱として事業展開を進めます。
- ●市内の高齢者人口の増加と、高齢者の1人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救 急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための 救急医療体制の更なる充実を図ります。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●後期基本計画では、「健康・福祉」の分野における施策展開の1つでしたが、75歳以上人口の増加等により重要度が増していくと思われることから、次期総合振興計画では節として独立させ、推進することとします。
- ●新たに「初期・二次救急患者を受け入れる救急医療体制の安定した運営」を施策展開として 位置付けます。

- 大きな病院、耳鼻科、眼科、産婦人科、小児科が少ない
- ・個人病院の協力
- ・人口に対しての医療体制

第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現

- (1) 市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実
- (2) 安心して子どもを育てられる環境づくり
- (3) 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に成長する環境 づくり

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●妊婦や子どもの養育者が、自分に合った(必要な)サービスを必要な時期に活用できるよう、引き続き支援の充実と周知·啓発に取り組みます。
- ●教育・保育施設を充実するとともに、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりや関係 機関との連携等、引き続き充実した情報の提供と相談体制の強化を図ります。
- ●乳幼児期から青年期までを通して、次代を担う子ども・青少年が健やかに成長するための 環境づくりを継続して推進します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●保育サービスの充実について、様々なニーズに応えることが重要であるため、保育所の整備 以外にも多様な保育の受け皿の充実に取り組むとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り 組むことを明記します。
- ●子ども·青少年の豊かな人間性と社会性を育むため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動等の体験機会の充実及び世代間交流等の充実に関する記述を追加します。

- 保育所の増設(大型マンションに保育園を併設、企業内保育の活用)
- ・人口増に対する子育て支援
- ・子育て世代への支援、子どもが外で遊べる様にしてほしい
- ・子供たちの遊び場の整備

第8章 文化

第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

- (1) 文化芸術を活用したまちの活性化
- (2) 文化芸術活動の促進
- (3) 歴史・文化資源の保存・継承・活用

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●文化芸術を活用したまちの活性化を図るため、「本市の魅力ある資源の活用」、「幅広い分野との連携」、「施設の機能の拡充」等に引き続き取り組みます。
- ●文化芸術活動の促進を図るため、「市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実」、「文化 芸術に関する人材の育成」、「鑑賞機会の充実」等に引き続き取り組みます。
- ●有形·無形文化財をはじめとした数多くの文化財や遺跡等を「歴史文化資源」ととらえ、引き続き保存・継承するとともに、教育やまちづくりに活用していきます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●保存・継承した「歴史文化資源」をまちづくり等に生かすという視点を明示するため、「活用」という観点を明記します。

- ・文学・芸術・文化啓発の場が少ない
- ・文化を市民レベルでいかに利用していくか
- ・本市の魅力を伝えるイベントの開催
- ・文化的な資産が対外的に知られていない

第9章 都市インフラ

第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ

- (1) 都市基盤整備の推進
- (2) 多様で高次な都市機能の集積
- (3) 広域的な交通施策の推進

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●現在の都市機能の集約化と地域特性を踏まえた魅力的な都市空間の形成という観点を引き継ぎ、都心と副都心における都市機能の集積及び都市基盤の整備を推進します。
- ●これまで同様、総合的かつ戦略的に交通施策を推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、地下鉄7号線延伸促進やLRT等を含む新交通システムの導入研究に引き続き取り組みます。
- ●市内幹線道路及び高速道路ネットワークの強化・拡充により、持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●後期基本計画において、独立した節として位置付けていた交通施策のうち、広域的な施策については、都心・副都心の基盤整備と一体的なものとして位置付けを見直し、新たに「広域的な交通施策の推進」として施策展開を作成します。

- 公共交通機関が発展途上
- ・市内東西公共交通網の不足、南北の交通網に比べて東西の交通網が脆弱
- ・それぞれの地区をつなぐ交通整備(路線バス等)
- 大型商業施設など、人が多く集まる場所が中心部に集中している

第9章 都市インフラ

第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ

- (1) 個性豊かで潤いのある都市空間の形成
- (2) 地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出
- (3) 公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実
- (4) 安全かつ安定的な水の供給や下水道の整備

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●市民等との協働により、個性豊かで魅力ある良好な都市景観の形成を図ります。
- ●地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を行うとともに、良好な住環境の形成に引き続き取り組みます。
- ●市営住宅の計画的な建替えや修繕、住宅確保要配慮者への支援等により、誰もが安心して 暮らせる住まいの確保を図ります。
- ●効率的かつ効果的な道路整備を推進し、安全で快適な道路環境の実現を目指します。
- ●総合的な自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進します。
- ●安全で安定した水道や下水道の維持のため、引き続き計画的な老朽管の更新や耐震化等に取り組みます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●質の高い公園の整備及び改修を進めること及びPark-PFIの導入を図るなど公民連携に取り組むことを明記します。
- ●国における自転車活用推進法の制定や自転車活用推進計計画の策定を踏まえ、サイクル ツーリズムの推進やシェアサイクルの普及等の視点を新たに位置付けます。

- ・町の景観の改善、住宅地から商業地までを緑道でつなぐ
- 公共空間を使いやすく整備する、施設や緑地の整備
- ・ 道路整備 (交差点、狭い道)、歩道の安全対策
- ・マンションの乱立、空き家活用

第 10 章 防災・消防 第 1 節 災害に強い都市の構築

- (1) 災害に強い都市基盤整備
- (2) 地域と共に進める災害対策

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●市民1人ひとりの自助の取組を促進するため、日頃から行政や関係機関、自主防災組織などが連携して普及・啓発等の活動を行うことにより市民の防災意識の醸成を図ります。
- ●共助の取組である自主防災組織を中心とした活動が円滑に行われるよう支援を行い、支え合う関係づくりを推進し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- ●現在の総合振興計画後期基本計画における防災面等に配慮した市街地の形成を進めるという観点を引き継ぎ、災害に強い都市基盤整備を引き続き推進します。
- ●インフラや建築物の耐震化、河川改修や雨水貯留施設などの整備により、都市の強靭化を 図り災害に強いまちづくりを推進します。
- ●高齢化の進展などの社会環境の変化や、全国各地で震災や豪雨災害などが発生していることを踏まえ、市民生活の基礎となる安全を確保するため、盤石な消防・救急体制を構築していきます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●地域とともに進める災害対策においては、防災意識の醸成や地域防災力の向上を更に推進するため、自助・共助それぞれにおいて、公助との連携を明記します。

- ・災害への意識が薄い (避難場所や備蓄等)
- ・駅周辺部の避難対策の強化、大きな公園での災害訓練の取組
- ・自治会に加入していない市民の防災訓練機会が少ない
- ・災害対応が不透明(災害時に機能するのか)

第 11 章 経済・産業

第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興

- (1) 東日本連携による経済交流の活性化
- (2) さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造
- (3)活力ある地域産業を育てる環境の整備
- (4) 地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就 労環境の整備
- (5) 商業活性化のためのにぎわいづくり

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●引き続き中小企業者等の支援のための環境整備を進めるとともに、商業の活性化のための にぎわいづくりを推進します。
- ●高度な基盤技術を有するものづくり企業の新たな販路開拓の支援、成長分野におけるイノベーションの創出等、市内企業の競争力強化と企業の立地に取り組みます。
- ●「東日本の玄関口」として「ヒト・モノ・情報」の交流・発信を促進することで、東日本 地域の地方創生に寄与するとともに、本市経済の活性化を図ります。
- ●地域経済を支える人材を育成し、魅力ある就労環境の整備に引き続き取り組みます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●本市の目指す東日本の交流拠点都市の実現に向けて、施策推進の方向性を明確にするため、新たな施策展開として「東日本連携」を設定します。
- ●企業立地の促進に当たり、立地と併せて新たなオフィス及び産業用地の創出を図っていくことを明記します。
- ●近年の施策推進では、従来の施策展開が相互に関連、連携することが多くなってきている ため、実態に併せて施策展開を統合します。

- ・大型店舗が多い、商店街よりも大型ショッピングモールで買物が多い
- ・商店街の活気が年々なくなっている、個人商店の閉鎖
- ・企業誘致に向けた優遇策の検討(サテライトオフィス・生産拠点・流通網の創設など)
- ・地域産業と言われて分かりやすいものがない

第 11 章 経済・産業 第 2 節 観光の振興と MICE の推進

(1) 地域資源などの魅力を生かした観光の振興

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

●国が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、観光分野は地方創生への切り札として成長戦略の柱に位置づけられていることから、新たな節「観光の振興と MICE の推進」を創設し、現在の総合振興計画後期基本計画における観点を引き継ぎ、地域資源などを生かした観光の振興や MICE の誘致に引き続き取り組みます。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

●従来、経済・産業分野の施策展開の1つであった「観光の振興」を節として独立させ、施 策推進の方向性を明確化します。

- ・本市の名産品・名所・工業製品・農産物の PR
- ・宿泊できる場所があまりない、滞在がしづらい(宿泊施設がない)
- ・本市の名産物や特色をもっとアピール(地元産業、名物のアピールが弱い)
- ・観光客数(2~3千人)が来訪しているというイメージが薄い

第 11 章 経済・産業 第 3 節 都市農業の振興

(1) 持続可能な農業の確立

【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ●本市の農業は、農業就業人口の減少や高齢化、農地の減少等が進んでいる状況にあるため、 地域で農業を守り支えていくとともに、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進めま す。
- ●意欲ある担い手の確保・育成など農業経営安定化支援をするとともに、新鮮さや安全性に 優れた農産物の生産とそのブランド化を進めます。
- ●優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び農業者への営農のための保全活動支援を推進するなど、持続可能な農業を確立します。

【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- ●後期基本計画においては、「活力ある地域産業を育てる環境の整備」の施策展開の1つとして「都市農業の振興」を位置付けていましたが、大消費地に立地する本市の特長を活かし、 更なる都市農業の振興を図るため、新たに単独の節として「都市農業の振興」を設置します。
- ●農地の有効活用においては、営農環境の向上とともに、地域活動としての維持管理も重要であることから、新たに保全活動支援の推進を明記します。

- ・就農の推進(自然が多い中への移住、体験プログラム)
- ・ヨーロッパ野菜の存在を市民が知らない
- 農家数が減少
- ・本市の農産物の PR